

京都大学と北里大学との間における 教育研究活動の交流に関する協定書

京都大学と北里大学（以下「両大学」という。）は、大学院の教育研究の充実を図ることを目的として、両大学の規則の定めるところにより、大学院の学生が相手大学において研究指導を受けることについて、下記により合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定により両大学が研究指導を行うため受け入れた大学院学生（以下「受入れ大学院生」という。）の身分は、特別研究学生とする。
2. 両大学は、本協定による受入れ大学院生の検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。
3. 本協定の実施に関する細部については、本協定書に付属する「覚書」に記載するところによるものとする。
4. 本協定書は、2019年4月1日から効力を有するものとする。
5. 本協定書の有効期間は2019年4月1日から5年間とする。ただし、両大学のいずれかから、文書により継続しない旨の申入れがない限り、本協定書の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。
6. 本協定書は2通作成し、両者が1通ずつ保管するものとする。
7. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。

2019年 1月 4日

京都大学総長
山極 壽



2019年 1月 7日

北里大学学長
伊藤 智夫

